議員提出議案第４号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和４年４月２２日　提　出

守谷市議会
議長　高　橋　典　久　様

提出者　　議会運営委員会
委員長　梅　木　伸　治

令和　　年　　月　　日原案　　決

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５３年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１６０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月の議員の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例第８条第２項の規定の適用については，同条中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１５０」とする。

提案理由（議員提出議案第４号）

　提案の理由を申し上げます。
　本案は、人事院勧告に基づき国家公務員の期末手当の支給月数が引き下げられたことを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き下げるため、条例の一部を改正するものです。
　改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を０．１０月分引き下げ、年間３．３０月分から３．２０月分とするものです。
　よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。